

# 企画競争説明書

業務名称： バングラデシュ国防災セクター情報収集・確認調査

調達管理番号： 20a01005

## 【内容構成】

- 第1章 企画競争の手続き
- 第2章 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3章 特記仕様書案
- 第4章 業務実施上の条件

<p>注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ (PDF)」とさせていただきます。 詳細については「第1 7. プロポーザル等の提出」をご確認ください。</p>
--

2021年2月10日  
独立行政法人国際協力機構  
調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

## 第1章 企画競争の手続き

### 1 公示

公示日 2021年2月10日

### 2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

### 3 競争に付する事項

(1) 業務名称：バングラデシュ国防災セクター情報収集・確認調査

(2) 業務内容：「第3 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

(○) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。

( ) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2021年5月 ～ 2022年3月

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

### 4 窓口

【選定手続き窓口】

〒102-8012 東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達・派遣業務部

電子メール宛先：[outm1@jica.go.jp](mailto:outm1@jica.go.jp)

担当者：契約第一課 原田恵多 [Harada.Keita@jica.go.jp](mailto:Harada.Keita@jica.go.jp)

注) 持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

【事業実施担当部】

南アジア部 南アジア第四課

## 5 競争参加資格

### (1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成 15 年細則(調)第 8 号) 第 4 条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

#### 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

#### 2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程(総)第 25 号) 第 2 条第 1 項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

#### 3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成 20 年規程(調)第 42 号) に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

### (2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第 5 条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま

す。

#### 1) 全省庁統一資格

令和 01・02・03 年度全省庁統一資格を有すること。

#### 2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

### (3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の TOR(Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

本件においては、特定の排除者はありません。

### (4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

### (5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

## 6 説明書に対する質問

(1) 質問提出期限：2021年2月22日 12時

(2) 提出先：上記「4. 窓口【選定手続き窓口】」（電子メール宛先及び担当者）

注1) 原則、電子メールによる送付としてください。

注2) 電子メール件名に「【質問】調達管理番号\_案件名」を記載ください。

注3) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

(3) 回答方法：2021年3月1日までに当機構ウェブサイト上にて行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

## 7 プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2021年3月5日 12時

(2) 提出方法：

プロポーザル及び見積書を、電子データ（PDF）での提出とします。

上記（1）の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを[e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp)へ送付願います。

（件名：「提出用フォルダ作成依頼\_（調達管理番号）\_（法人名）」）

なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及びプロポーザル・見積書等の電子提出方法（2021年1月25日版）」を参照願います。

（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1> ）

※依頼が1営業日前の正午までになされない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。

（3）提出先：当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL

（4）提出書類：

1）プロポーザル・見積書

（5）プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1）提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2）同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 3）虚偽の内容が記載されているとき
- 4）前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

（6）見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、新たに公開された「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2020年4月）を参照してください。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

- 1）「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- 2）以下の費目については、別見積りとしてください。
  - a）旅費（航空賃）
  - b）旅費（その他：戦争特約保険料）
  - c）一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
  - d）直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
  - e）その他（以下に記載の経費）

現地再委託費

第3章 6. 調査の留意事項（16）現地渡航の制約（現地リソースの発掘・活用）に記載の通り、現地に渡航できない際の現地コンサルタント活用

国内再委託に係る経費

第3章 6. 調査の留意事項（14）ジェンダーの視点、DXの推進、脆弱層への被益及び、7. 調査の内容（1）1）⑦防災セクターにおけるDX推進の状況・今後の見通しに係る情報収集と提案記載のDX推進（衛星やGIS等）に係る各種データ解析等

※その他の調査については再委託による実施は想定していないが、ローカルコンサルタント等を活用することは認める。必要な経費は、競争参

加者が想定する内容に応じ、再委託経費又は特殊傭人費（一般業務費）として計上すること。

3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。

c) 特になし

4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

a) BDT 1 =1.25174 円

b) US\$ 1 =103.896 円

c) EUR 1 =125.999 円

5) その他留意事項

a) バングラデシュ国内における宿泊については、安全管理対策上の理由から当機構が宿泊先を指定することとしているため、宿泊料については、一律13,500円/泊（税抜き）として計上してください。ただし、滞在日数が30日又は60日を超える場合の低減は適用するものとします。なお、国内の宿泊先の制限（指定）が解除される等、状況の変化があった場合、継続契約（契約履行期間を分割して個別に契約書を締結する場合において、状況の変化後に新しく契約書を締結する場合）においては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」に基づく宿泊料の積算を求めることとなります。

## 8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

a) 業務主任者/総合防災計画/防災投資

b) 防災行政組織・制度/災害復旧事業制度計画

c) 河川計画/河川管理/洪水予警報

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 23 M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」



を参照ください。

## 2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。  
最低見積価格との差に係る計算式：

$$(\text{当該者の見積価格} - \text{最低見積価格}) / \text{最低見積価格} \times 100 (\%)$$

### 最低見積価格との差 (%) に応じた価格点

最低価格との差 (%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

## (3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

## 9 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を2021年3月24日（水）までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名

## (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点\*
- ⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ

また、失注者については、評価結果通知のメール送付日の翌日を起算日として7営業日以内に調達・派遣業務部 ([e-propo@jica.go.jp](mailto:e-propo@jica.go.jp))宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、プロポーザルの評価内容について面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話等による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

なお、受注者につきましては、監督職員との打合せ時に、必要に応じてプロポーザルの評価内容についてもご確認ください。

## 10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報(契約の相手方、契約金額等)を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下のとおり追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

### (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

#### 1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

#### 2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

#### 3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

### (2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務



諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

## 1.1 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

### (1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

### (2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

## 1.2 その他留意事項

### (1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

### (2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

### (3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン／個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

## 第2章 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

注) 類似業務：防災セクターに係る各種業務

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

##### 3) その他参考となる情報

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地調査について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地調査開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

##### 2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

##### 3) 作業計画

##### 4) 要員計画

##### 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

##### 6) 現地業務に必要な資機材

##### 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

##### 8) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

##### 2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

- 業務主任者／総合防災計画／防災投資
- 防災行政組織・制度／災害復旧事業制度・計画
- 河川計画／河川管理／洪水予警報

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者 業務主任者／総合防災計画／防災投資】

- a) 類似業務経験の分野：総合防災計画／防災投資に係る各種業務
  - b) 対象国又は同類似地域：途上国及びその他全世界（特にASEAN諸国、南アジア）地域
  - c) 語学能力：英語
  - d) 業務主任者等としての経験
- 【業務従事者：担当分野 防災行政組織・制度／災害復旧事業制度・計画】
- a) 類似業務経験の分野：防災行政組織・制度／災害復旧事業制度・計画に係る各種業務
  - b) 対象国又は同類似地域：途上国及びその他全世界（特にASEAN諸国、南アジア）地域
  - c) 語学能力：英語
- 【業務従事者：担当分野 河川計画／河川管理／洪水予警報】
- a) 類似業務経験の分野：河川計画／河川管理／洪水予警報に係る各種業務
  - b) 対象国又は同類似地域：途上国及びその他全世界（特にASEAN諸国、南アジア）地域
  - c) 語学能力：語学評価せず

## 2 プロポーザル作成上の条件

### (1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事

者を確定する際に提出してください。  
注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。  
注6) 通訳団員については、補強を認めます。

## (2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

## 3 プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

別紙：プロポーザル評価表

## プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	<b>(10)</b>	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	<b>(40)</b>	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	6	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	<b>(50)</b>	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	<b>(26)</b>	
	<b>業務主任者のみ</b>	<b>業務管理グループ</b>
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／総合防災計画／防災投資</u>	(26)	(11)
ア) 類似業務の経験	10	4
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	4	2
エ) 業務主任者等としての経験	5	2
オ) その他学位、資格等	4	2
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者</u>	—	(11)
ア) 類似業務の経験	—	4
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	1
ウ) 語学力	—	2
エ) 業務主任者等としての経験	—	2
オ) その他学位、資格等	—	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	( )	(4)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
イ) 業務管理体制	—	4
(2) 業務従事者の経験・能力： <u>防災行政組織・制度／災害復旧事業制度・計画</u>	<b>(12)</b>	
ア) 類似業務の経験	6	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1	
ウ) 語学力	2	
エ) その他学位、資格等	3	
(3) 業務従事者の経験・能力： <u>水文／河川計画／河川管理／洪水予警報</u>	<b>(12)</b>	
ア) 類似業務の経験	6	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3	
ウ) 語学力	0	



## 第3章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

### 第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という）と受注者名（以下「受注者」という）との業務実施契約により実施する「バングラデシュ国防災セクター情報収集・確認調査」に係る業務の仕様を示すものである。

#### 1. 調査の背景・経緯

バングラデシュ人民共和国（以下「バングラデシュ」という。）は、パドマ川（ガンジス川）、ジャムナ川（ブラマプトラ川）、メグナ川の3つの国際河川が形成する世界最大のデルタ地帯に位置し、国土の3分の2以上が海拔5m以下の低地である。雨期には、ヒマラヤ山脈、各河川上流部及びバングラデシュ国内での降雨により、国土の広範が冠水し、恒常的に洪水・浸水被害が発生している。一方、乾季の始まりと終わりには、沿岸部を中心にサイクロンによる浸水被害が発生している。また、軟弱な地質構造であることに加え、地震活動の活発なヒマラヤ造山帯の周縁部に位置することから地震災害リスクも存在し、バングラデシュは世界で最も自然災害に脆弱な国の一つである。さらに、近年サイクロンや洪水の増加、海面上昇や浸水などによる土地や資産の損失などの気候変動が引き起こす被害は、多くのセクターに経済的損失を与え、マクロレベルではGDPを年間1.3～2.0%押し下げ、自然災害の増加による貧困層の拡大などの影響を及ぼしている（Bangladesh Delta Plan 2100、2018年）。

また、バングラデシュは、2000年以降平均で年6.0%程度の安定した経済成長を遂げ、特に首都ダッカや第二の都市であるチッタゴン等の大都市や、地方の中核都市への人口流入が加速している。2016年時点で国民の約35%（約5,700万人）が都市部に居住しており、都市部の人口増加率は年間3.1%と全国平均（同1.1%）を大きく上回っている（世界銀行、2018年）。経済成長に伴う都市部の拡大を背景として、特に都市部の社会インフラに対する防災体制を強化する必要性が高まっている。

バングラデシュ政府は、長年にわたり防災体制の強化を推進し、早期警報システムの導入等により、自然災害による死亡者数及び負傷者を大幅に減らすことに成功している。当国のサイクロンによる死者数は、1970年の約40万人から2017年の9人と著しい成果を挙げている。（バングラデシュ気象局、2017年）一方で、特に洪水や河岸侵食による居住地や農作物への被害への課題は引き続き大きい。そのため、バングラデシュ政府は、水管理における長期的な投資による気候変動リスクや環境管理の向上など、災害準備への政策転換を進め、2018年10月、気候変動への超長期の対応策として、「Bangladesh Delta Plan2100」（以下、「BDP2100」という。）を策定し、全国で防災分野の取組みの強化、高度化を推進している。

気候変動の影響、防災対象の拡大及びバングラデシュ政府の新たな防災政策の策定の動き等を踏まえ、JICA の防災分野の協力方針を改めて検討する必要性が生じている。

## 2. 調査の目的と範囲

### (1) 調査の目的

「防災セクター情報収集・確認調査」（以下、「本調査」という。）は、①防災セクターの現状整理及び重点支援地域・分野の選定、②短期的（向こう3年程度）な案件コンセプト作成、及び③長期的（向こう10年程度）を見据えた防災セクターの支援方針の検討等を目的に基礎情報の収集・確認を行うものである。

### (2) 調査の範囲

本調査はバングラデシュの防災セクターについての現状把握及び支援方針策定のための情報収集・確認のために実施されるものであり、コンサルタントは「2. (1) 調査の目的」を達成するために「5. 調査の実施方針」及び「6. 調査の留意事項」を踏まえつつ、「7. 調査の内容」に示す調査を行い、調査の進捗に応じ「7. 報告書等」に記載の報告書等を作成し、バングラデシュ政府及びJICAへ説明・協議を行う。

## 3. 調査対象地域

バングラデシュ全土

## 4. 関係省庁

本調査は JICA が基礎情報の収集等を目的として実施するもので、計画省 (Ministry of Planning: MoP)、水資源省 (Ministry of Water Resources: MoWR) 及び水資源開発庁 (BWDB) に対し本調査実施に係る説明を事前に行っている。一方、防災セクターに関連する省庁は多岐にわたるため、上記の他に、防災救援省 (Ministry of Disaster Management and Relief: MoDMR) や、財務省 (Ministry of Finance: MoF) を主な関係省庁としつつ、以下の関係省庁及び機関からの情報収集や意見交換を行うことを想定している。

- (1) 取りまとめ省庁：計画省 (MoP)
- (2) 水災害分野
  - 1) 水資源開発庁 (BWDB)
  - 2) 地方政府技術局 (Local Government Engineering Department: LGED)
  - 3) 主要都市における WASA (Water Supply and Sewerage Authority)
  - 4) 気象局 (Bangladesh Meteorological Department: BMD) など
- (3) 地震分野
  - 1) 公共事業局 (Public Works Department: PWD)
  - 2) 気象局 (Bangladesh Meteorological Department: BMD)
  - 3) 道路局 (Road and Highway Department: RHD)
  - 4) バングラデシュ国鉄 (Bangladesh Railway: BR)
  - 5) ダッカ都市交通会社 (Dhaka Mass Transportation Company Limited: DMTCL)

- 6) 地方政府技術局 (Local Government Engineering Department: LGED)
- 7) 北ダッカ市/南ダッカ市 (Dhaka North City Corporation: DNCC /Dhaka South City Corporation: DSCC) など
- (4) 災害復旧スタンバイ借款 :
  - 1) 財務省 (Ministry of Finance: MoF)
  - 2) 防災救援省 (MoDMR)
  - 3) 防災局 (Department of Disaster Management: DDM)
- (5) その他防災及び本調査関係機関
  - 1) 経済開発局 (General Economic Division: GED)
  - 2) 測量局 (Survey of Bangladesh: SOB)
  - 3) 宇宙研究リモートセンシング機構 (Space Research and Remote Sensing Organization: SPARRSO)
  - 4) 社会福祉局 (Social Welfare Department: SWD)
  - 5) 道路局 (RHD)
  - 6) 地方政府技術局 (LGED)
  - 7) 首都圏開発庁 (Rajdhani Unnayan Kartripakkha: RAJUK)
  - 8) その他 BDP2100 の水災害関連の省庁や実施機関など
- (6) その他、防災分野において支援実績や進出希望がある研究機関、NGO、民間企業など
  - 1) バングラデシュ工科大学水管理災害研究所 (Institute of Water and Flood Management, Bangladesh University of Engineering Technology: BUET-IWFM)
  - 2) 防災分野において事業実績のある NGO
  - 3) 現地企業及び、進出を希望する本邦企業など

※企業については、6. 調査の留意事項 (7) 民間企業からの情報収集、及び、7. 調査の内容において策定される JICA の防災セクター支援方針及び新規コンセプト案に関する技術や知見に係る調査を対象とする。

## 5. 調査の実施方針

### (1) 調査の実施方針

2015 年の第 3 回国連防災世界会議で採択された仙台防災枠組の推進に向けて、特に 2020 年以降、災害リスクを効果的かつ着実に減らす事前防災投資の実現に JICA の防災協力の重点をシフトしてきている。バングラデシュの防災分野においても相対的にインパクトが大きい、(1) 水災害リスクの削減、(2) 都市域の地震災害リスクの削減に加え、防災の主流化や Build Back Better の概念に基づく復旧・復興促進のための (3) 災害リスクガバナンスの強化の主要 3 分野を中心に事業を展開していく方針を有し、各スキーム (円借款、技術協力、無償) において防災関連事業を行っている。今後の案件形成において、既往案件との関連性を踏まえ、経済被害を最小化し国の発展を下支えするという全体的な視点から、災害リスクを効果的に削減し、各地域の主要都市域や経済拠点、重要インフラなどの防災対策に重点的に取り組むことが重要となると想定される。

上記想定のもと、本調査は、2. (1) 調査の目的に記載の通り、①防災セクターの現状整理及び災害リスクの分析・課題抽出、②上記を踏まえた防災セクター支援方針の策定支援、③同支援方針に基づく新規案件コンセプト案の検討、を目的とし基礎情報の収集・確認を行うものである。①においては、気候変動の影響、地形、（既存の治水地形分類の把握含む）、経済成長に伴う土地利用の変化、インフラ開発動向、BDP2100の分析等のバングラデシュの防災政策や現状のレビューを踏まえ、災害種毎のリスク・課題を抽出する。その上で、JICAの防災分野の重点協力分野、重点支援エリアを検討する。なお、同エリアの選定にあたっては、2014年に日本・バングラデシュ両首脳から発表されたベンガル湾産業成長ベルト（BIG-B）構想の重点地域、既往案件との関連性や、他ドナーとの連携や役割分担の可能性等についても考慮する。

②においては、①の結果や、関連実施機関の事業計画のヒアリング結果等を踏まえ、長期的（今後10年程度を対象とする）防災セクターの協力方針の策定に必要な情報収集、論点の整理を行う。

③においては、②の結果や、BDP2100のInvestment Projectのレビューを踏まえ、短期的（今後3～4年程度）な支援策として、円借款（災害復旧スタンドバイ借款含む）、技術協力及び無償資金協力の新規案件のコンセプト検討を行う。

## 6. 調査の留意事項

### (1) 効率的な調査の実施

上記「5. 調査の実施方針」「6. 調査の留意事項」を踏まえつつ、本調査の背景及び目的を十分把握の上、「7. 調査の内容」記載の調査を行う。本調査の実施にあたっては、先んじて実施した他調査等を詳細に確認し、可能な限り効率的に調査を行うこと。

### (2) 既存の調査、文献の効率的・効果的な活用

バングラデシュの防災セクターに関するJICAや他ドナーが実施した調査報告書乃至事業報告書、一般に公開されている文献資料、学術論文、他国の分析資料、インターネット等を活用し効率的に収集、分析すること。また、効果的な事業計画の策定に向け、学術的に効果が検証されている対策にかかる情報収集を行うこと。同様に、以下の既往防災関連分野の案件に従事する専門家やコンサルタントと、ヒアリングや意見交換を行い、本調査の基礎情報として活用し、既往案件と本業務で検討する方針及び新規案件案との整合性に留意すること。

#### 円借款

- 1) ハオール地域洪水対策・生計向上事業（2014年6月L/A調印）
- 2) 都市建物安全化事業（2015年12月L/A調印）
- 3) 災害リスク管理能力強化事業（2016年6月L/A調印）

#### 技術協力

- 1) 災害リスク削減のための建物の安全性強化促進プロジェクト（2016年2月～2021年12月）
- 2) 国家地理空間情報整備支援プロジェクト（2019年8月～2021年8月）
- 3) （科学技術協力）都市の急激な高密度化に伴う災害脆弱性を克服する技術開発と都市政策への戦略的展開プロジェクト（2020年7月～2024年6月）
- 4) 包括的河川管理に係る計画策定能力強化及び技術適応サイクル構築プロジェクト（2020年9月～2024年8月）
- 5) 地方防災計画策定・実施能力強化プロジェクト（2021年1月～2024年12月）
- 6) 民間建築物設計・施工品質改善プロジェクト（2020年1月～2024年12月）
- 7) 地震分野の防災協力の再評価と重点分野の今後の方策検討（プロジェクト研究）（2020年11月～2021年11月）
- 8) 途上国に提供すべき我が国の水災害対策コア知見の体系化（プロジェクト研究、2021年3月～2021年12月）

#### 情報収集確認調査

- 1) 南部チッタゴン地域総合開発に係る情報収集・確認調査（2015年4月～2016年1月）
- 2) 全世界治水分野防災投資事業に係る情報収集・確認調査（2021年1月～2021年12月）
- 3) 地震災害に対する都市強靱化のための防災投資促進に関する情報収集・確認調査（2021年1月～2021年12月）
- 4) 気象業務・インフラに関する情報収集・確認調査（2021年2月～2021年12月）

無償 ダッカ及びラングプール気象レーダー整備計画（2015年G/A調印）

#### 専門家

統合的水資源管理アドバイザー（2019年6月～2021年6月）

防災セクター調整アドバイザー（2019年7月～2022年6月）

#### (3) 災害種毎の現状分析及び協力実績の整理

本調査では、以下の災害種と分野を対象とし、現状分析を行い、災害種ごとの課題抽出及び協力実績の整理などを行う。追加すべき災害種や分野があれば、理由と共にプロポーザルで提案すること。

災害種：洪水、河岸侵食、都市部の内水氾濫、高潮、地震（津波を除く）等  
 分野：防災・減災（事前投資）、事前準備、応急対応、復旧及び復興

#### (4) BDP2100 Investment Project の検討

災害リスクの技術的・経済的分析、優先防災エリアの選定を踏まえ、BDP2100のInvestment Projectの実施（見込み含む）状況、実現可能性（予算獲得状況、ドナーの関心の有無など）を調査し、JICAの協力方針に沿う案件の抽出を行う。なお、案件毎に検討の熟度が異なることが想定される点に留意すること。特に、水災害、都市域の地震災害リスク、災害リスクガバナンス強化においては、これまで実施してきた円借款事業や技術協力、無償事業の支援の成果活用を積極的に検討する。

#### （５） 他ドナーからの情報収集

バングラデシュの防災セクターでは他ドナー支援も多数あることから、上記「5.（１）調査の実施方針」を踏まえ、他ドナーの支援実施状況（現在の支援と関係の深い終了済みのもの含む）について情報収集を行う。情報収集にあたっては、支援実績（事業内容等）の確認のみならず、事業実施にあたってのバングラデシュ特有の課題や、教訓などの確認、今後の事業実施方針のヒアリングも行うこと。想定するヒアリング対象は以下のとおり。

世界銀行（World Bank: WB）、アジア開発銀行（Asian Development Bank: ADB）、オランダ大使館、国連開発計画（United Nations Development Programm: UNDP）、DFID、GIZ、KfW、WFP、中国などの他ドナーなど。

#### （６） 民間企業からの情報収集

バングラデシュ政府は外資系企業の投資・進出の促進を重要な政策課題としている。本調査において、現地に進出しているもしくは進出を希望する日本企業、日本商工会、日本貿易振興機構（JETRO）や、主要産業を担うバングラデシュのローカル企業数社などにヒアリングを行い、産業立地選定の趣向、地理的に優先度の高いエリア、防災分野における期待などについて意見聴取を行い、災害リスクの技術的・経済的分析に反映し、支援方針案及び新規案件コンセプト案の検討に活用すること。

#### （７） 防災の主流化の促進

重要インフラ（官公庁、交通、通信、電気、水供給等）に係る防災配慮や、防災に配慮した土地利用計画策定に係る課題の整理、既存の都市開発／地方開発マスタープラン、BIG-B構想等の既存開発計画において、どの程度防災対策が考慮されているか、また、都市部・地方部などのエリア災害種も踏まえた分析等を行い、JICAによる更なる支援の可能性等について検討すること。

#### （８） 災害リスクの技術的・経済的分析

災害種・エリア別の災害リスクの定量評価にあたっては、気候変動、地形、被害発生・拡大の原因、災害のインパクト、バングラデシュ政府の取り組み状況と将来のニーズとのギャップについて、取りまとめること。具体的には、過去から現在までの土地利用や人口分布の変遷、計画されている主要な経済インフラ開発（官公庁、主要幹線道路・鉄道、港湾等）、産業別の工業地域の空間的配置等を分析し、経済的に重要なエリアを把握する。またその際に、災害対策を通じたリスク削減により得られる定性的・定量的効果を設定、可視化するなど、災害対策の必要性（防災投資）が十分に説明できる形で分析結果を提示すること。分析には地理空間情報を積極的に活用するこ



とが望ましい。重点防災エリアの設定方法について、プロポーザルにて提案をすること。

(9) 防災セクター支援方針及び新規案件コンセプト案の検討

防災セクター支援方針及び新規案件コンセプト案の検討にあたっては、抽出された重点エリアも踏まえ、日本や低所得国から中所得・高所得化した他国の事例（東南アジアの防災先進諸国）を参照しつつ、今後バングラデシュ国が中所得・高所得国化するために必要な開発について、優先度も含めて検討すること。また、セクター支援方針には、災害種毎に JICA が 2030 年までの段階でバングラデシュにおいて達成を目指す主要な効果指標についても検討する。

(10) 新規協力に係る検討

長期的（今後 10 年程度）な支援方針案、短期的（今後 3～4 年程度）に必要とされる優先案件のコンセプト形成においては、支援方針コンセプト案の目標（指標など）や、具体的な成果を示しつつ、各重点災害種及び分野において達成すべき事項を長期（今後 10 年程度）、短期（今後 3～4 年程度）其々で検討すること。上記を踏まえ、円借款・技術協力・無償の各スキームにおける支援についてはスケジュール（年単位）をバーチャートなどで示す事。

また、短期的に優先度及び実現可能性の高い新規案件候補については、概略的に事業目的及び必要性、事業概要、規模、事業実施体制（資金協力案件の場合は運営維持管理体制も含む）、概略事業費及びスケジュール案、及び環境社会配慮事項の検討等を行い、円借款及び技術協力、無償事業等を念頭においた案件計画調書や要請書を作成するための基礎情報として取り纏めること。なお、優先案件のコンセプト（短期）の件数について、円借款、技術協力、無償等、各スキームで 2～3 件程度を想定している。

(11) 気候変動の影響を踏まえた防災事業の提案

本調査において個別の防災事業を提案する場合は、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）での最新情報、既存の調査・研究の情報収集・分析を行うとともに、バングラデシュのデルタプラン BDP 2100 や気候変動政策をレビューし、バ国における防災事業計画の立案などに使用し得るスケールでの気候変動の中長期的な影響評価の最新の検討実施状況を整理し、気候変動の影響を踏まえた適切な事業計画となるよう配慮すること。

(12) 気象観測に関する調査

気象局の気象観測・予報分野の技術支援については現在、JICA の要望調査プロセスにおいて技プロの実施を検討中であるため、本調査では、詳細調査や提案は行わないものとする。一方、2000 年代後半に JICA が供与した気象レーダーについては一部の故障などが報告されているため、その運用状況を確認し、今後の更新時の支援の必要性について検討を行うこと。また、予警報に関して情報伝達に係る課題の分析も行う。

(13) JICA 防災セクター支援方針のバングラデシュ政府との協議支援

本調査において収集した情報・分析結果及び重点支援災害及びエリアを基に、JICA が防災セクター支援方針を検討し、バングラデシュへの主要省庁へ

説明を行うことを想定している。その際、JICA がバングラデシュ政府と協議を行うにあたっての各種支援（資料作成や情報提供、バングラデシュ政府との調整など）を行うこと。

#### (14) ジェンダーの視点、DX の推進、脆弱層への被益

新規案件候補の検討にあたっては、スキームを問わず、貧困層や高齢者・女性を含む災害弱者の脆弱性への対応の必要性を踏まえ、ジェンダー配慮や脆弱層への被益に留意する。また、COVID-19 を踏まえたリモート化や DX の進展を踏まえ、バングラデシュ国の防災分野の諸課題の解決や、事業の実施（設計・施工）の効率化や高度化に資する ICT、衛星、高精度測位、他などの技術などがある場合は、積極的な活用を検討する。特に、DX の推進に関して、「7. (1) 2) 災害リスクの技術的・経済的分析」で分析した災害情報を、上記「6. (2) 既存の調査、文献の効率的・効果的な活用、技術協力 2) 国家地理空間情報整備支援プロジェクト」で構築中の国土空間基盤データ (NSDI) に反映するなどの連携について検討を行うこと。本邦技術・知見の活用の検討。

#### (15) 本邦技術・知見の活用の検討

バングラデシュの防災分野で活用可能な日本の防災政策、制度、技術（含む ICT）の導入可能性を検討する。また、維持管理などの持続性も考慮に入れ、本邦企業が比較優位性のある防災インフラ・機器の導入可能性も検討する。上記「5. (1) 調査の実施方針」に記載のとおり、新規案件コンセプト案及び JICA の支援可能性を検討するため、同セクターにおいて活用可能な本邦技術及びバングラデシュ側が日本に期待する技術に関し情報収集・整理を行う。DX 推進（衛星や GIS 等）に係る各種データ解析等に関しては、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO・国内業者等に再委託して実施することを認める。

#### (16) 現地渡航の制約（現地リソースの発掘・活用）

感染症危険度レベルは 2（渡航可能）ではあるものの、新型コロナウイルス感染症収束の見通しが立っておらず、感染拡大のために現地渡航が再び制限される状況も想定し得る。そのため、本調査実施においては、基本的には調査団の現地渡航を想定しているものの、必要に応じ、現地に渡航できない際の現地リソース（コンサルタントなど）と連携して効率的に実施することも検討する。当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO・現地施工業者等に再委託して実施することを認める。また、本調査を含め遠隔での事業実施が求められる機会が増えることも想定し、防災分野において活動する企業、教育機関（大学、大学院など）、研究機関、NGO などとインタビューを通じ現状把握を行い現地リソースの発掘を積極的に行う。新規コンセプト案検討においても、現地リソースの活用可能性も踏まえて検討を行う。また、国内作業も相当数含む事を想定した業務計画を策定する。

### 7. 調査の内容

#### (1) 防災セクター及び災害リスクの現状分析（2021 年 5 月～2021 年 6 月末まで）

以下の項目を中心に、第一次国内作業において、同国の防災セクターにおける

現状分析及び課題抽出を行い、優先災害種及び重点防災エリアの検討を行う。既存の関連資料、情報、データを整理・分析・検討作業にあたっては、効率性を考慮し、JICAと十分に協議、調整を行うこととする。

上記の結果や調査に当たってバングラデシュ関係省庁・実施機関に対応を求め、事項・質問などを取りまとめる。

インセプション・レポート作成の段階で、上記検討に基づき、短期及び長期的な取り組みの優先付けを行う。また、その結果について、JICAと十分協議の上、重点的に調査を行う災害種、エリアを検討する。

検討結果を、インセプション・レポートを作成し、JICAに提出する。なお、提出時期は、JICAが内容を確認するための十分な時間を確保すること。JICAの確認を得たインセプション・レポートをもとに、調査概要などをバングラデシュ関係機関に説明し、各種情報収集を行う。

#### 1) 防災セクターの現状整理・分析

- ① 防災関連法制度・体制、予算配分及び執行状況。被害想定に基づく財務分析。第8次5カ年計画の内容レビューの実施。
- ② 防災関連省庁・機関の役割分担、実務能力、防災関連省庁、機関の法的根拠、所掌業務、人員体制、予算、実務能力などの確認
- ③ バングラデシュ政府の防災関連事業（水災害・地震リスクの削減、防災ガバナンスの強化など）の実施状況及び成果、今後の事業計画確認
- ④ BDP2100のレビュー（Investment Project リストの分析を含む）
- ⑤ 災害ハザードマップの策定状況の確認
- ⑥ 防災セクターにおけるジェンダーギャップ（被災者数、経済的被害など）の把握、ギャップがある場合にはその原因の分析。脆弱層の被災時のリスク及び復旧時のサービスアクセス状況の分析。
- ⑦ 防災セクターにおけるDX推進の状況・今後の見通しに係る情報収集と提案
- ⑧ JICAの協力の成果・課題の分析（「災害リスク管理能力強化事業」内の災害復旧ファンドの運用状況、国別・課題別研修の成果含む）
- ⑨ 他ドナーによる支援の実施状況、支援戦略に係る情報収集、分析

#### 2) 災害リスクの技術的・経済的分析

- ① 過去の洪水、内水氾濫（主要都市複数のみ）、高潮の確率規模別の浸水範囲の整理と特徴分析。過去の主要河川の河岸侵食状況の整理と特徴分析。地震の発生履歴と長期的な発生可能性（場所、規模、発生確率）の概略予測と特徴分析。
- ② 過去の主要災害による被害状況（人的・経済的被害）に係る情報収集、発生頻度の高いものの小規模な災害、発生頻度が低いものの大規模な災害の両方について地域毎の被害状況特定
- ③ 人口動態や土地利用状況（重要な運輸交通、基幹インフラ、経済特区、家屋分布などを含む）、資産の量の変遷や今後の見通し、インフラや都市開発の開発動向に係る情報収集。将来的に災害リスクに及ぼす影響に係る分析（被災者数、経済的損失や災害内容の変化など）、将来の被災リスク及び対応方針案の検討。
- ④ 上記の調査分析事項を踏まえた災害種・エリア別の災害リスクの総合的な定量評価

### 3) バングラデシュ国防災セクターの課題抽出、JICAの重点協力分野、エリアの選定

- ① 上記7. (1) 1)、2)を踏まえ、JICAと協議を行い、バングラデシュ国防災セクターの課題抽出、JICAの重点協力分野、エリアを選定する。

#### (2) JICAの支援方針検討(2021年7月~2021年11月末まで)

上記7. (1) 3)の重点協力分野、重点支援エリアの決定を踏まえ、今後10年間を視野に長期的な支援方針案の策定に必要な情報を整理する。また、同支援方針に基づき、短期的(3~4年)に必要なとされる優先案件のコンセプト形成を行う(円借款、技術協力、無償資金協力の各スキームで2~3件程度)。

以下の災害種などを対象とし、これまでのJICAの支援における課題を踏まえた、未支援の災害分野、対応策などに係る支援や、低所得国から、中・高所得国化をした他国の防災対策と比較しつつ、バングラデシュ国の中・高所得国化に向けて今後注力すべき災害対策を検討する。特に水災害関連では、BDP2100との整合性を意識した提案を行うこと(必ずしも全てがこれに縛られるものではない)。なお、検討にあたっては、民間連携事業を含む日本政府及び、JICAによるこれまでの支援実績を踏まえた連携可能性、整合性も検討する。

上記を踏まえ、現時点で想定する支援分野及び新規コンセプト案のアイデアは以下のとおり。なお、下記以外の提案も可能。

- 1) 水災害リスクの削減：
  - ① 洪水・高潮対策：堤防(輪中堤防、氾濫制御用の道路兼用堤防なども含む)の整備、土地利用規制の強化、予警報体制の改善など。
  - ② 河岸侵食：大河川の河道制御対策の実施及び継続的な技術支援など。
  - ③ 内水氾濫：国内複数の主要都市における排水計画策定、排水施設の整備など。
  - ④ 気象：気象レーダーの更新など。  
※①、②については「包括的河川管理に係る計画策定能力強化及び技術適応サイクル構築プロジェクト関連活動の状況や成果を参照し、両案件との相乗効果がある案件を積極的に検討すること。  
※1)及び2)の全体については「地方防災計画策定・実施能力強化プロジェクト」の関連活動の状況や成果を参照し、両案件との相乗効果がある案件を積極的に検討すること。
- 2) 地震リスクの削減：今後、バングラデシュ国が中・高所得国化していくに辺り、重要なインフラ(交通・水・電力・ガスなど)、政府庁舎の耐震化、地震観測・解析体制の強化など。
- 3) 防災ガバナンスの強化：バングラデシュ政府の関連政策を考慮した災害復旧スタンバイ借款の検討。7. (1)における調査前半の防災セクターの現状・分析結果を踏まえ、JICAと協議のうえ、災害復旧スタンバイ借款の供与の前提として合意する政策枠組み(ポリシーマトリクス)案及び同枠組みに計上する各政策アクションの目的、期待される政策効果、バングラデシュ政府の開発計画等その他の関連政策との関係性、モニタリング体制案などを分析・検討し取りまとめる。また、財務省、計画省等カウンターパートとな

るバングラデシュ政府関係省庁向けの説明資料の作成支援を行うこと。なお、財務省財務局に対しては、本調査の開始前に説明を行っていないが、かかる災害復旧スタンバイ借款の形成に向けた説明準備が整ったところで協議を行う想定でいる。

### (3) JICA の対バングラデシュ防災協力方針の提案支援 (2021 年 12 月～2022 年 3 月末まで)

#### 1) JICA の支援方針案についての説明・協議の支援

7. (1) (2) の調査結果を基に、JICA 内における支援方針案の検討にあたっての支援(資料作成、情報提供など)を行う。また、バングラデシュ側関係省庁・機関、主要ステークホルダーに調査結果の説明を行う。

#### 2) セミナー(現地もしくはオンライン)の実施

策定した支援内容案や調査結果について、関係省庁及び主要ステークホルダーを対象とするセミナー(現地もしくはオンライン)を実施する。セミナーは、原則現地での実施を検討するが、渡航が難しい際はオンラインでの実施とする。

#### 3) ドラフト・ファイナル・レポートの作成・説明・協議

ドラフト・ファイナル・レポートに対するバングラデシュ関係省庁及び JICA 南アジア部、地球環境部、社会基盤部、バングラデシュ事務所、などのコメントを反映させ、ファイナル・レポートを作成し、JICA 南アジア部に提出する。

## 8. 報告書等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は(1) 4) ファイナル・レポートとする。

各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に機構に説明の上、その内容について了承を得るものとする。また、ファイナル・レポートは製本を行う。ファイナル・レポート以外の報告書は簡易製本により作成する。報告書の印刷、電子化(CD-R)については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。報告書全体を通じて固有名詞、用語、単位、記号などの統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書の作成にあたっては、その表現ぶりに十分注意を払い、国際的に通用する英文報告書を作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識と共に豊富なネイティブスピーカーの高関を受けること。

### (1) 調査報告書

#### 1) インセプション・レポート

記載事項： 業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画等

提出時期： 調査開始後 2 週間以内

部数： 和文 3 部、英文 5 部(簡易製本)

#### 2) プロGRESS・レポート

記載事項： インセプション・レポートの内容更新、防災セクターの現状及災害種・災害リスクなどの分析結果、他ドナー支援及び JICA の協力実績及び課題分析結果、ジェンダー及び脆弱層への配慮、ICT の活用策の提案など

提出時期： 調査開始 5 ヶ月後を目処

部数： 和文 3 部、英文 5 部(簡易製本)

3) ドラフト・ファイナル・レポート  
記載事項： 調査結果の全体成果（要約を含む）  
提出時期： 調査開始9ヶ月後を目処  
部数： 和文3部、英文5部（簡易製本）

4) ファイナル・レポート  
記載事項： 調査結果の全体成果（要約を含む）  
提出時期： 2022年3月下旬  
部数： 和文3部、英文5部（製本）、CD-R2部

(2) その他の報告書

1) 業務計画書  
記載事項： 共通仕様書第6条に記載するとおり。  
提出時期： 契約開始後10営業日以内  
部数： 和文3部（簡易製本）

2) 業務実施報告書  
ファイナル・レポート（調査結果を中心として記述）には記載されない業務実施上の工夫、本邦技術移転可能性の内容、提案された新規案件の具体化の見込みなどについて、記録として残しておくための報告書  
記載事項：  
・最終報告書の概要  
・活動内容（調査手法、調査内容などを業務フローチャートに沿って記述）  
・業務実施運営上の課題・工夫・教訓（調査体制、実施手法など）  
提出時期： 業務終了時  
部数： 和文3部（簡易製本）

3) 業務月報  
提出時期： 各月の最終日  
部数： 1部

4) 協議・打合せ記録  
提出時期： 各レポート提出時  
部数： 電子データで提出

5) 収集資料リスト  
提出時期： 業務終了時  
部数： 1部

6) デジタル画像集  
記載事項： プロジェクト対象サイト等のデジタル画像  
提出時期： ファイナル・レポートと同時提出  
部数： CD-R 2部



## 第4章 業務実施上の条件

### (1) 業務工程

調査は2021年5月初旬より開始し、2022年3月下旬の終了を目途とする。調査工程及び各報告書の作成時期は下図を想定しているが、より効率的かつ効果的な行程があれば、プロポーザルにて提案すること。但し、調査中の状況により必要と判断されれば、JICA南アジア部及び同国関係者と協議の上で変更することがある。

時期／項目	2021年 5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	2022年 1月	2月	3月
業務期間	■										
報告書提出	△ IC/R				△ PG/R				△ DF/R		△ F/R
成果等			*1				*2			*3	

\*1 災害種、重点支援エリア選定

\*2 防災セクター新規コンセプト案

\*3 防災セクター支援方針案提案・合意

IC/R: Inception Report, PG/R : Progress Report, DF/R: Draft Final Report, F/R: Final Report

### (2) 業務量目途と業務従事者構成案

#### 1) 業務量の目途

約 23人月 (M/M) (現地: 15.5M/M、国内7.5M/M)

#### 2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成(及び格付案)は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成(及び格付)を提案してください。

- ① 業務主任者／総合防災計画／防災投資(2号)
- ② 防災行政組織・制度／災害復旧事業制度・計画(3号)
- ③ 河川計画／河川管理／洪水予警報(3号)
- ④ 気候変動／水災害リスク／水文
- ⑤ 都市洪水・内水氾濫対策
- ⑥ 気象予警報／高潮対策
- ⑦ 地震リスク分析・耐震
- ⑧ 衛星画像解析／GIS／ICT活用
- ⑨ 防災情報伝達・啓発

### (3) 現地再委託

調査の効率的な実施のために、当該業務について経験・知見を豊富に有する現地機関・コンサルタント・NGO等に再委託して実施することを認める。現地再委託を行う場合は、プロポーザルにて明確な理由及び業務内容と共に提案し、必要経費については本見積りに含めること。

現地再委託契約にあつては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務の遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き(見積書による価格比較、入札な

ど)、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督、成果品の検査の方法など、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

#### (4) 配布資料／閲覧資料等

##### 1) 公開資料

##### JICA の支援

##### 協力準備調査

- バングラデシュ国 防災セクター協力準備調査（最終報告書）  
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000254268.html>

##### 円借款

- ハオール地域洪水対策・生計向上事業（事業事前評価表）  
[https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2015\\_BD-P84\\_1\\_s.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2015_BD-P84_1_s.pdf)
- 災害リスク管理能力強化事業協力準備調査（最終報告書）  
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12262143.pdf>  
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12262150.pdf>  
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12262143.pdf>
- <https://libopac.jica.go.jp/images/report/12262176.pdf>
- 都市建物安全化事業（事業事前評価表）  
[https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2015\\_BD-P84\\_1\\_s.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2015_BD-P84_1_s.pdf)

##### 技術協力

- 災害リスク削減のための建物の安全性強化促進プロジェクト（事業事前評価表）  
[https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2015\\_1500211\\_1\\_s.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2015_1500211_1_s.pdf)
- （科学技術協力）都市の急激な高密度化に伴う災害脆弱性を克服する技術開発と都市政策への戦略的展開プロジェクト（事業事前評価表）  
[https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2015\\_1500620\\_1\\_s.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2015_1500620_1_s.pdf)
- 河川管理に係る計画策定能力強化及び技術適応サイクル構築プロジェクト（事業事前評価表）  
[https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2019\\_1900519\\_1\\_s.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2019_1900519_1_s.pdf)
- 地方防災計画策定・実施能力強化プロジェクト（事業事前評価表）  
[https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2019\\_1900512\\_1\\_s.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2019_1900512_1_s.pdf)

##### 無償

- ダッカ及びラングプール気象レーダー整備計画（準備調査報告書）  
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000018851.html>  
（事業事前評価表）  
[https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2015\\_1560070\\_1\\_s.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2015_1560070_1_s.pdf)

##### バングラデシュ政策関連

- バングラデシュデルタプラン 2100（Bangladesh Delta Plan 2100: BDP2100）  
<http://www.plancomm.gov.bd/site/files/fd6c54f6-dfab-4c71-b44a-e983ffd2bdee/>

##### 日本の政策関連

- 首相官邸「経協インフラ戦略会議」資料（第40回テーマ防災）  
[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keikyou/dai40/bousai\\_gaiyou.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keikyou/dai40/bousai_gaiyou.pdf)
- 「仙台防災枠組 2015-2030」  
[http://www.preventionweb.net/files/43291\\_sendaiframefordrren.pdf](http://www.preventionweb.net/files/43291_sendaiframefordrren.pdf)
- 「持続可能な開発のためのアジェンダ 2030」(SDGs)

(5) 対象国の便宜供与（必要な場合に記載）

カウンターパートの配置、関連情報は同国政府より提供する。なおプロジェクト事務所、机等の家具類の提供はないことから、プロポーザルに必要経費を計上すること。

(6) 安全管理

1) 渡航前

a) 当機構が行う安全対策研修・訓練の受講

本事業の業務従事者のうち、必ず1名は「安全対策研修」（対面座学）又は「テロ対策実技訓練」を受講すること。また、それ以外の業務従事者は必ず全員「安全対策研修」（Web）を受講すること。

b) 当機構安全管理部による渡航前安全対策ブリーフィング

全業務従事者（日本語を理解できる再委託先の従事者がいる場合、当該従事者を含む。）が渡航の度に必ずブリーフィングを受講すること。

参考 URL : <https://www.jica.go.jp/about/safety/briefing.html>

c) 外務省「たびレジ」への登録

全業務従事者が各自登録を行うこと。

参考 URL : <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/>

d) 当機構バングラデシュ事務所への情報提供

当機構バングラデシュ事務所が送付する安全情報に関連するメーリングリスト及び緊急時用 SMS への登録のため、全業務従事者の登録用のメールアドレス及び現地で使用する携帯電話番号を所定の様式に記入し、当機構本部、バングラデシュ事務所の担当者に提出すること。

また、ダッカ出入国便、滞在先、宿泊施設も含めたバングラデシュ滞在スケジュールを提出すること。

2) 渡航後

a) 事務所ブリーフィング

バングラデシュ到着後、速やかに当機構バングラデシュ事務所による安全ブリーフィングを受講すること。安全ブリーフィングの受講日時については、当機構バングラデシュ事務所担当者と調整すること。

b) 通信手段

有事の安全対策として、コミュニケーションツールを業務従事者ごとに確保（可能な限り複数）する。特に、モバイルデータ通信や無線 LAN 接続可能な携帯電話等（スマートフォンやモバイルルーター等、現地にて入手可能）を常備し、チームごとにデータ通信が可能な状態にすること。通信手段を複数持つ際は、可能な限り別のキャリアの利用を検討すること。

c) 滞在スケジュール

バングラデシュ国内での安全対策について、当機構バングラデシュ事務所の指示に従うこと。現地での活動については最大限安全面に考慮した日程となるよう、同事務所担当者と十分な調整を行う。現地調査／業務期間中に滞在スケジュールに変更があった際は速やかに同事務所へ報告すること。

加えて、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行うこと。また、ハルタル（ゼネラル・ストライキ）等の

暴動発生により交通移動や現地入りが制限される場合も想定し、柔軟に対応できるように準備すること。

d) 宿泊施設

宿泊施設は、当機構バングラデシュ事務所が安全対策を確認したホテルなどに限定する。

e) 執務環境

執務室についても当機構の安全基準を満たす必要があるため、その確保に際し、実施機関の提供する施設等であっても当機構バングラデシュ事務所と十分に協議の上、必要な措置を講じなければならない。特に執務室の立ち上げが必要な場合は、当機構バングラデシュ事務所が定める手続きに従って受注者が安全状況を点検し、同事務所の確認を受けること。その結果、追加的な防護措置等の必要性、及びそのために当初想定していない経費の発生が認められる場合には、契約からの支出を行うことができる（要すれば契約額の増額を協議する）。

団員の執務エリアは、滞在先のホテル、調査協力機関執務室の一部（貸与の可否について発注者とバングラデシュ側で協議予定）、現地再委託先執務室を想定している。

f) ダッカ市外への移動

ダッカ市外への移動は、当機構バングラデシュ事務所が定める手続きに従い、事前に承認を得た場合のみ認められる。バングラデシュ警察による武装警護の帯同が必要な場合、その手配は実施機関を通じて行うこと。実施機関を通じた手配が困難な場合は、当機構バングラデシュ事務所に相談すること。

g) 第三国業者を活用した再委託

現地再委託を第三国業者と締結する場合、再委託先の業務実施時に適切な安全対策がなされるよう、契約に安全対策に係る必要事項・経費を盛り込むこと。また、緊急事態発生時に、①再委託業者が受注者からの指示に従うことを確保すること及び、②受注者や再委託業者が国外退避する必要性が生じた場合、当該契約がその障害とならないよう、双方が協議して別途対応する等の不可抗力条項等を盛り込むことを検討すること。

h) 安全管理体制

現地作業中の安全管理体制（日本国内からの支援体制も含む）をプロポーザルに記載すること。

## 2) その他

上記に掲げるもののほか、現地の治安状況等に照らして安全確保のために必要と考える措置がある場合には、安全対策経費として別見積もりにて計上すること。また、現地渡航後にそのような措置が新たに生じた場合は、当機構バングラデシュ事務所に相談すること。同事務所との協議の結果、措置の必要性、及びそのために当初想定していない経費の発生が認められるものについては、契約からの支出を行うことができる（要すれば契約額の増額を協議する）。